

2. 事案の経緯

<事案の経緯>

- 5月8日(金) 内閣サイバーセキュリティセンター(以下「NISC」という。)より厚生労働省情報政策担当参事官室(以下「情参室」という。)、年金局を通じ、「不審な通信を検知」との通報を受領。該当端末を特定し、抜線。
- 5月15日(金) 運用委託会社より「新種ウイルスは、外部に情報を漏洩するタイプではない」との解析結果を受領し、一旦収束したと判断。
- 5月18日(月) 不審メール受信(99通)。
- 5月19日(火) 高井戸警察署に相談及び捜査依頼。不審メール受信(18日から20通)。
- 5月20日(水) 不審メール受信(3通)。
- 5月21日(木) NISCより情参室を通じ、不審メールの解析結果を受領。同日から端末より個人情報流出が始まる。
- 5月22日(金) NISCより情参室を通じ、「不審な通信を検知」との通報を受領。該当端末を特定し、抜線。同日中に該当拠点の統合ネットワークを通じたインターネット接続を遮断。
- 5月23日(土) 運用委託会社より、「不審な通信を検知」との連絡を受領。該当端末を特定し、抜線。同日中に該当拠点の統合ネットワークを通じたインターネット接続を遮断。個人情報流出が止まる。
- 5月28日(木) 警察より、「機構から流出したと考えられるデータを発見した」との連絡を受領。
- 5月29日(金) 機構全体の統合ネットワークを通じたインターネット接続を遮断。
- 6月1日(月) 事案公表。
- 6月4日(木) メール送受信専用外部回線を遮断。